

令和 8 年 4 月 17 日

保護者の皆様

神石高原町立豊松小学校
校長 藤井 裕子

自然災害等・警報発表時の対応について(お知らせ)

緑樹の候 保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から本校教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校では、自然災害等（台風等の大雨や地震、火災、大雪等）による被害が発生、又はそのおそれがある場合の対応について、児童の安全確保のために裏面のとおり対応を行います。

自然災害等により臨時休業になった場合には、安全確保のため、児童は決して屋外を出歩かないよう、学校で指導しますので、ご家庭でも指導をお願いします。

よろしく申し上げます。

自然災害等・警報発表時の対応について

神石高原町立豊松小学校

1 学校の臨時休業措置の判断について

次の4点の基準に基づき、学校長が判断し臨時休業を決定します。

- (1) 町内に避難指示が発令されている場合
- (2) 警報が発令され、且つ児童が通学することに危険が想定される場合
- (3) 大雨、積雪等により、通学バスが運行されない場合
- (4) 自然災害等により、学校及び周辺に被害が発生、又はその恐れがあり、児童の安全を確保する必要がある場合

2 臨時休業措置における連絡方法について

- (1) 町告知端末（ページング放送）を利用して、午前6時15分頃までに放送します。
- (2) 保護者メール登録者へ、午前6時15分頃までにメールにおいても連絡します。

3 その他

- (1) 前日に「警報」が発令された場合や、自然災害等により、児童が登校することに危険が想定される場合は、前日に、ページング放送、保護者メール等にて連絡することがあります。
- (2) 下校時に、警報が発表された場合は、対応を協議して対処します。
- (3) 午前6時の時点で警報が発令されていても、ページング放送・メール配信がなければ、学校は通常通り行います。
- (4) 警報発令時に、通常通り学校がある場合でも、自宅周辺が危険な場合は、無理をせず安全確保のために欠席させてください。
- (5) 町営路線バスが一部停止した場合でも校区内のスクールバスが通常通り運行できる場合は、学校は通常通り行います。